

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

平成 27 年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本方針

本年度も笛吹市社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現」のため、「笛吹市地域福祉活動計画」、「笛吹市社会福祉協議会発展・強化プラン」のもと、住民のみなさんとの協働で諸施策を実行してまいります。

私たちは、昨年の未曾有の雪害から、地域住民の生活を守るためには、地域の力を高めることが最も必要なことの一つであることを学びました。昨年度は、この学びを活かし、地域の力を高めるために、ボランティア活動への理解と参加を促進し、ボランティアセンターの設立に向けて確実に歩みを進めることができました。また、地域住民や地域で事業を展開する事業所と協働で、子どもから高齢者までの見守りを行う見守りネットワークも組織化してまいりました。

これらの活動を通して、社協の原点である、誰もが住みやすい地域をつくるためには、地域住民とともに活動を行うことが絶対的に必要であることと、そのための仕組みを作ることが重要であることを確認いたしました。

また、子ども子育て支援については、関係者のご協力の下アンケート調査を行い、社会福祉大会でのシンポジウムから、社協としての活動のヒントを得ることができました。

今年度は、昨年度のこれらの実践を継続し、さらに発展させるために、次のような重点目標を掲げ、地域住民とともに、社協のスローガン「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」に一歩でも近づくことができるよう、活動してまいります。

住民をはじめ地域の関係者の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

重点目標と具体的な方法

- ・住民との協働を更に具体的に推進します
- ・各町単位で地域福祉を推進します

1) 相談事業の強化

- ① 地域の困りごとを住民と協働し、相談したり解決したりする場をつくります

2) ボランティア・市民活動のネットワーク化と活動支援の強化

- ① 市民活動・ボランティアセンターを中心にボランティア・市民活動のネットワークを構築します
- ② ネットワークを活用して、ボランティア・市民活動協働を進めます

3) 地域福祉推進のための各町の仕組みづくり

- ① 支え合い活動を推進し、全ての住民が困りごとに気付き合える地域づくりを進めます
- ② 子どもからお年寄りまで世代を超えた全ての地域住民が交流を行い、顔が見える関係づくりを進めます

4) 介護保険事業と地域福祉の連携

- ① 介護保険制度を基盤としつつ、寝たきりや認知症などの要介護状態になっても住み慣れた地域でのよりよい生活を住民と共に支援します
- ② 要介護者のみならず、そのご家族、支援者も安心して生活がおくれるよう地域住民と協働します

I 総務部門

社会福祉協議会の事業が円滑に実施されるよう、理事会・評議員会をはじめとする各種会議を活性化させるとともに、それらの会議を通じて関係機関との連携、強化を図る。

また、組織力の強化を図るため職員教育に力を入れ個々の能力の向上を促し、活力ある職場を目指す。

1 組織運営のための会議等の開催

- (1) 理事会・評議員会
- (2) 正副会長会議
- (3) 各部会の開催
- (4) 監事監査
- (5) 役員研修会
- (6) 職員研修会
- (7) その他必要な会議

2 福祉活動の理解と促進

- (1) 社会福祉大会の開催
- (2) 広報誌「かけはし」の発行 年4回(5月 8月 11月 2月)
- (3) ホームページの更新・充実
- (4) マスメディアへの働きかけ

3 指定管理施設の管理運営

八代福祉センター、御坂福祉センター、春日居福祉会館、ふれあいの家の効率的な運営管理

4 職員の職務遂行能力の向上

- (1) 教育研修制度の策定
新人研修 部門別研修 OJT
- (2) 発展強化プランの取組み
27年度アクションプランの実施

5 職場環境の改善

労務管理の充実

6 会員の募集

役職員が協働で会員募集を図り、自主財源の確保と住民参加の意識を高める。

普通会員	1世帯	1,000 円
賛助会員	1口	2,000 円
特別会員	1口	5,000 円

7 共同募金運動の推進

役職員が協働で、共同募金運動を積極的に行い、地域福祉推進のための共同募金配分金事業、歳末たすけあい配分金事業を実施する。

II 地域福祉部門

子供からお年寄りまで、全ての住民が住み慣れた地域で生活を続けられることを目的に、各町単位で地域住民と協働した、地域づくりを目指す

* 強化目標

1. 各町の地域課題の解決を目指した住民との協働による福祉活動の実践
2. 市民活動・ボランティアセンターを中核としたネットワークと活動の強化
3. 発展的な見守り活動の内容・手法の充実

1 相談支援の強化<<1)&①>>

制度外のケース、潜在化されている複合的な問題を抱えているケースなどに対し、関係機関・地域住民と共に解決に向けた取り組みを行う

- (1)各町単位で、地域に出向いたケア会議の開催
- (2)事例検討会を通しての職員のスキルアップ
- (3)各町単位での市民と協働した権利擁護事業の充実
(日常生活自立支援事業・後見センターふえふき事業)
- (4)生活困窮者に対して、自立に向けての支援
(生活福祉資金・福祉金庫・善意銀行)

2 協働推進と市民活動・ボランティアセンター事業の実施<<2)&①②>>

誰もがより良い暮らしにつながるための市民活動・ボランティア活動の推進と関係者・団体の協働体制を築く

- (1)あらゆる世代の個人・団体の市民主体の活動を支援する体制整備
- (2)様々な生活課題に応えられるネットワークの構築
- (3)地域資源としての人材バンクの整備
- (4)災害にも対応できる地域づくり(運営訓練の実施・マニュアルの整備等)

3 地域づくりと地域福祉推進事業<<3)&①②>>

地域住民・各種関係機関と協働し、これまでの事業を目的に応じて整理集約し、より充実した

事業とすることにより地域福祉の推進を図る。

- (1) 緩やかな見守りネットワーク事業の継続と、地域の困り事が発見できる見守り支援の体制づくり
- (2) 様々な世代が参加、交流、活動ができる機会
(世代間交流・サロン活動・各町単位での祭り等)
- (3) 自主・各種団体への支援(老人クラブ・障がい者団体等)
- (4) 地域住民が協働した高齢者の健康維持
(介護予防事業やってみるじゃんく自主開催)

Ⅲ 障がい者地域活動支援部門

さまざまな障害を持ちながら在宅生活をする方が、自分らしい生活をするための支援を行う。社会参加の機会の提供、生活全般にわたる相談、問題解決を図るための継続的な地域生活の支援を行う。

* 強化目標

1. 障害者の地域生活支援を中核とした住民、関係機関との連携・協働による福祉活動の実践
2. 障がい当事者・家族活動の主体的活動の活性化
3. 専門的支援を必要とする障がい者支援を実践するための職員の資質向上と体制づくり

1 相談支援事業

社会福祉士・精神保健福祉士が電話、面接、訪問により生活全般の相談に応じたり、福祉サービスの利用、就労支援等を行ったりする。

* 主に地域福祉課と連携し、障がい者の見守り体制の構築を含めた生活支援を、住民と協働して各町単位で実践する。

- (1) 障がい者の総合的な相談支援と生活支援
- (2) 障がい者サービス利用計画作成
- (3) 平成 27 年 4 月設置の基幹相談支援センターへの職員の派遣

2 障害者地域活動支援センター I 型 (笛吹市ふれあいの家内)

専門職員を配置し、創作的活動・社会との交流の促進、障害に対する理解の促進等の事業を実施する。特に、専門的支援が必要とされている“発達障がい者”支援を強化し、デイケアを中心に受け皿の拡充を図るとともに当事者の主体的活動を基盤とした啓発活動の促進を図る。

- (1) 精神障害者デイケア、料理教室、農園作業、創作活動等の生活支援事業
- (2) 手話奉仕員・朗読奉仕員の養成、声の広報の発行等のコミュニケーション支援事業
- (3) 社会参加活動への企画・情報提供、スポーツ教室の開催等の社会参加事業
- (4) その他、当事者の主体的活動支援、地域啓発事業など障害福祉活動の推進上必要とされる事項に取り組む

3 障害者地域活動支援センターⅢ型

身近な住み慣れた地域で、日中活動を提供し、専門的な支援を行う。Ⅲ型を拠点として、障がい者の見守り体制の構築や支え合い活動における住民との協働を促進するとともに、地域の“寄り合い所”として、地域住民との交流の機会を増やし、地域啓発を図る。

- (1) 地域活動支援センターⅢ型（八代育美会） 八代福祉センター内
- (2) 地域活動支援センターⅢ型（一宮夢ふうせん） 一宮町末木 677
- (3) 地域活動支援センターⅢ型（春日居ふれあい工房） 春日居福祉会館 内

IV 在宅介護支援部門

通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業を展開し、要介護・要支援者の在宅生活を支援する。利用者ニーズに合わせた(生活困窮者・医療依存度・重度認知症)質の高いサービスの提供を行うとともに、事業ごとの連携を密にし、在宅介護支援の一体的な運営の強化を図る。

また、地域福祉課との連携により、地域住民との協働による相談・支援体制づくりや住民参加型在宅福祉サービスの仕組み作りを行なっていく。

1 事業内容の透明性の確保

利用者の権利擁護とサービスの充実を図る為、第三者委員会を開催。

2 広報活動の充実による利用促進

事業内容や施設行事の積極的紹介。

- (1) 各事業所のホームページの常時更新
- (2) 各通所介護事業所便りの発行

3 介護保険制度の改正への対応

- (1) サービスの時間区分と単位区分の変更

4 事業内容

(1) 通所介護事業

事業所 石和(定員 45 人) 御坂(定員 25 人) 檜 峰(定員 15 人)
八代(定員 40 人) 境川(定員 25 人) 春日居(定員 35 人)

- ① 介護保険(要介護・要支援)通所介護サービスの提供
- ② 障害者デイサービス相互利用
- ③ 生きがいデイサービス
- ④ お泊りデイサービス
- ⑤ 食事サービス
- ⑥ 資質向上のため研修会への参加及び内部研修の実施
- ⑦ 実習・研修生受入れ指導
- ⑧ 交流会の実施

(2) 訪問介護事業

- ① 介護保険(要介護・要支援)訪問介護サービスの提供
24 時間サービスの実施
- ② 障害者総合支援
- ③ 高齢者生活援助員派遣
- ④ 障害者等社会参加支援
- ⑤ 研修会への参加と内部研修の実施
- ⑥ 実習・研修生受入れ指導

(3) 居宅介護支援事業

- ① 居宅サービス計画書(介護予防含む)の作成
- ② 在宅生活支援、相談業務
- ③ 関係機関・地域との協働
- ④ 要介護認定調査業務の受託
- ⑤ 研修会・講習会参加(介護支援専門員研究大会での事例研究発表)
- ⑥ 内部研修の充実(事例検討会の継続)
- ⑦ 特定事業所継続(24 時間対応と困難事例の受け入れ体制)

以上